

## ○東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、東京家政学院大学（以下「本学」という。）における教育研究費等の使用に関し、「東京家政学院大学教員の倫理規範「平成19年7月30日制定」」、「東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成19年10月22日制定）」、法令その他本学の定める規則等を徹底及び遵守するとともに、職員の意識の向上及び責任ある教育研究費等の運営体制の整備・充実に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 教育研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各省各庁から配分される競争的研究費（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 寄付金（助成団体からの助成金を含む。）
- (4) 共同研究に基づく経費
- (5) 受託研究に基づく経費
- (6) その他本学の責任において管理すべき経費

(責任体制)

第3条 教育研究費等を適正に管理・運営につき、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者を学長と定め、本学全体を統括し、教育研究費等の管理・運営について、最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者を副学長のうち担当副学長を定め、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括し、教育研究費等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。
- (3) コンプライアンス推進責任者を学部長と定め、統括管理責任者の指示の下、学部における教育研究費等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。
- (4) コンプライアンス推進副責任者を副学長（教学事務）と定め、コンプライアンス推進責任者を補佐し、教学事務における教育研究費等の管理・運営について、実質的な責任と権限を持つ。

(ルールの特典化等)

第4条 教育研究費等の運営・管理に関するルールを別紙のとおり定める。常に検証を行い、ルールの特典化、統一化を図る。

2 効率的な研究遂行を適切に支援するために、事務処理手続きに関する本学内外からの相談窓口を設置し、学術・社会連携室に置く。

(教育研究経費の事務処理)

第5条 教育研究費等の事務処理は、学校法人東京家政学院経理規則、学校法人東京家政学院経理規則施行細則、学校法人東京家政学院旅費規則、学校法人東京家政学院固定資産及び物品調達規則、学校法人東京家政学院固定資産及び物品管理規則等（以下「経理関係規則等」という。）に則る。

(教育研究費等の管理)

第6条 教員は、各省各庁から配分される競争的研究費、地方公共団体からの助成金及び補助金、寄付

金等その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすため、常に適正な管理を行わなければならない。

(教育研究費等の機関管理の徹底)

第7条 教員個人の発意で提案され採択された研究費等についても、経理関係規則等に則り、教育研究費等の機関管理等を徹底し、適正な管理を行わなければならない。

(誓約書の提出)

第8条 第2条に規定する教育研究費等は、それぞれの教育研究費固有の定める条件によるもののほか、経理関係規則等により、適正な管理を行わなければならない。

2 適正な管理を行うため教員は、別紙様式により誓約書を提出するものとする。

(事務職員の責務等)

第9条 事務職員は、専門的能力をもって教育研究費等の適正な執行を確保しつつ、教育研究費等の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

2 事務職員の専門的能力の向上のため、研修等を実施する。

(不正防止計画の策定)

第10条 教育研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定をする。教育研究経費等不正防止計画については、別に定める。

2 教育研究費等の適正な運営・管理活動を図るため、前項で策定した不正防止計画を着実に実施することにより、適正な教育研究費等の使用を図る。

(監視体制)

第11条 内部監査部門は、監事及び公認会計士との連携を図り、実効性のある監査を実施する。

(事務)

第12条 この細則に関する事務は、学術・社会連携室で行う。

附 則

この細則は、平成19年7月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年7月21日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年1月20日から施行し、令和3年7月1日から適用する。